

会 議 録

会議の名称	第16回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 4月23日(金) 午前10時
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	三浦重夫委員(西目町) 木内忠一委員(由利町)
	<p>1. 開 会</p> <p>2. 委嘱状の交付</p> <p>3. 会長あいさつ</p> <p>4. 会議録署名委員の指名について</p> <p>5. 議 題</p> <p> (報告事項)</p> <p> 報告第26号 平成16年度本荘由利一市七町合併協議会予算について</p> <p> (協議事項)</p> <p> 協議第53号 一部事務組合等の取扱い(その3)について</p> <p> 協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについて</p> <p> 協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて(継続協議)</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉 会</p>
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(39名)

1号委員

副会長 佐々木 秀 綱
 " 佐 藤 清 圓
 " 加 藤 鈺 一
 " 阿 部 満
 " 阿 部 幸 悦
 " 三 浦 孝 郎
 " 佐 藤 源 一

2号委員

委 員 齊 藤 好 三
 " 工 藤 兼 雄
 " 大 場 重 夫
 " 佐 藤 實
 " 阿 部 一 雄
 " 前 川 侔
 " 村 上 亨
 " 佐 藤 千 秋
 " 成 田 正 雄
 " 小 松 敏 博
 " 遠 藤 忠 平
 " 小 松 義 嗣
 " 齊 藤 栄 一
 " 鈴 木 澄 夫
 " 藤 原 友 一
 " 眞 坂 孝 衛

3号委員

委 員 東海林 京 子
 " 村 岡 兼 幸
 " 茂 木 好 文
 " 鈴 木 清
 " 高 橋 良 一
 " 三 浦 稔
 " 尾留川 正
 " 佐々木 正 男
 " 小笠原 良 一
 " 長谷川 光
 " 金 子 拓 雄
 " 須 田 妙 子
 " 松 田 訓
 " 大 友 あつ子

4号委員

委 員 井 上 文 夫

幹 事 (16名)

幹事長 鷹 照 賢 隆
 副幹事長 小 松 久 男
 幹 事 佐 藤 徳 弥
 " 佐々木 登
 " 伊 藤 正 弘
 " 小笠原 察 雄
 " 三 浦 昭 夫
 " 村 上 隆 司
 幹 事 齋 藤 隆 一
 幹 事 土 田 隆 男
 幹 事 早 川 修 一
 幹 事 莊 司 和 夫
 幹 事 藤 原 秀 一
 幹 事 小 松 慶 悦
 幹 事 加 賀 秀 喜
 幹 事 佐 藤 善 昭

事 務 局

局 長 佐々木 均
 副局長 村 上 健 司
 次 長 熊 谷 正
 次 長 渡 部 進
 調整第1 班長 佐 藤 俊 一
 調整第2 班長 佐 藤 一 喜
 調整第3 班長 遠 藤 晃
 計画班長 伊 藤 篤
 電算推進 班長 齋 藤 一 昭
 総務班長 三 浦 清 久

午前10時 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第16回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

最初に、次第の2にあります委嘱状の交付でございますが、今回協議会委員に異動がございましたので、委嘱状の交付を行います。会長、よろしく申し上げます。

鳥海町議会の任期満了による改選に伴い、4月2日付けで2号委員の異動がございました。鳥海町議会議長 藤原友一様。

○柳田会長

鳥海町議会議長 藤原友一。本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成16年4月2日、本荘由利一市七町合併協議会会長。

○事務局

鳥海町議会議員 眞坂孝衛様。再任でございます。

○柳田会長

再任でございますのでよろしく。

○事務局

次に、鳥海町の3号委員であります高橋さんより、委員辞職の申し出があり、後任の委員が鳥海町長より推薦されておりますので、同じく2日付けで委嘱いたします。

鳥海町 大友あつ子様。

○柳田会長

大友あつ子様、よろしく申し上げます。

○事務局

続きまして、4月1日の秋田県定期人事異動により、地域振興局長さんの異動が発令されております。

秋田県由利地域振興局長 井上文夫様。

○柳田会長

井上文夫様、よろしく申し上げます。

○事務局

次第3、会長あいさつを行います。

○柳田会長

皆さん、おはようございます。

ただいまは委員の異動による委嘱状の交付を行いましたが、藤原さん、眞坂さんにおかれましては鳥海町議会の改選に伴うものでございまして、藤原議長さんには新たに委員としてご参加いただくことになり、また、眞坂さんには引き続きのご参加であります。よろしくご参加申し上げます。

このたび退任されました鳥海町の今野義親さん、そして高橋和子さんには大変ご尽力を賜りまして、心から感謝申し上げます。さらに鳥海町の3号委員として新たに指名されました大友さんには、住民の立場としてのご尽力賜りますようお願い申し上げます。

次に、学識経験者としての立場で参加をいただいております井上由利地域振興局長さんには、県の立場から大所高所の立場でご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。また、前任者の石山局長さんには、大変私たちにご指導賜ったことを厚く感謝申し上げます。

さて、一市七町合併協議会も会を重ねて16回となりました。未提出の協議案件のうち、本日、国民健康保険事業の取扱いについてを提案しますので、まだ提出されてない協議項目は2、3件ほどとなりました。いよいよ新市のスタートに向けて、協議も大詰めとなってまいりましたので、委員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっております。よろしくお願いいたします。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は39名であります。由利町の木内委員、西目町の三浦委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第4、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、鳥海町の眞坂孝衛委員、西目町の須田妙子委員を指名いたします。なお、本日の会議時間は正午までの2時間を予定しており、午後からは委員の皆さんと新市の事業計画についての説明会を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより次第の5の議題に入ります。最初に報告第26号「平成16年度本荘由利一市七町合併協議会予算について」事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、報告第26号の平成16年度合併協議会予算につきまして報告いたします。

資料につきましては、1ページから7ページとなっております。最初に1ページの表紙ですが、第1条にありますとおり歳入歳出をそれぞれ3,728万円と定めております。

次に歳入歳出の概要を説明します。4ページをお開き願います。2の歳入であります。各市町の負担金としまして3,227万7,000円です。内訳は説明欄に記載しているとおりです。また、本年度は2款の1項1目に県支出金に秋田県より、法定合併協議会支援事業費補助金といたしまして500万円をみておまして、歳入総額は3,728万円です。次に5ページからの3の歳出です。説明欄をご覧くださいと思いますので、割愛させていただきます。1款の運営費の会議費に合併協議会に伴う費用としまして、本年度397万6,000円です。次に6ページには事務費がありますが、ここでは事務的経費としまして1,278万2,000円をみております。次に7ページの事業推進費ですが、この目では事業推進にかかる研修旅費や印刷製本費におきましては、合併協議会だより、新市まちづくり計画やダイジェスト版の印刷関係を、それから委託料につきましては合併実施にかかわるパンフレットや看板、ポスターなどの啓発に関する経費を計上いたしまして、合計が1,952万2,000円です。予備費を100万円としまして歳出総額3,728万円です。歳入歳出の総括としまして3ページをご覧ください

と思います。事項別明細書がありますが、予算比較につきまして歳入歳出とも15年度より1,746万4,000円の減となっております。

以上で報告第26号関係を報告いたします。

○柳田会長

はい、ただいまの事務局の説明に対しまして、何か質問・ご意見などございませんか。はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。7ページの11節の需要費の印刷製本費の金額がちょっと大きいんですが説明願えればと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

はい、それでは説明します。印刷製本費関係であります。協議会だよりに約432万円、それから新市まちづくり計画を2,000部ほど準備したいと思っておりますのでそれに200万円ほど、それから新市まちづくり計画の各世帯にダイジェスト版の印刷を予定しております。それが245万円ほど、それから合併啓発用のポスターなどを含めまして1,000万円ほどとなっております。以上です。

○柳田会長

いいでしょうか、ほか質問ございませんか。

この件につきましては報告でありますので、特にご質問がこれ以上なければご理解いただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○柳田会長 それでは次に進みます。

それでは報告第26号「平成16年度本荘由利一市七町合併協議会予算について」はご理解いただけたものとして、続きまして協議第53号「一部事務組合等の取扱い(その3)について」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料の8ページをご覧ください。

協議第53号「一部事務組合等の取扱い(その3)について」説明いたします。

これは、本荘由利広域市町村圏組合の取扱いに関する内容について確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、「本荘由利一市七町が加入している本荘由利広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する」となっております。

なお、資料につきましては10ページ、11ページのほうに本荘由利広域市町村圏組合で実施しております1類事業から4類事業までを掲載しております。

本荘由利広域市町村圏組合では構成市町の違いにより、1市10町で実施している事業を1類事業としておりますし、1市5町で実施しているごみ処理に関する事業を2類事業、1市6町で実施している電算処理事業を3類事業、1市8町で実施している介護保険事業を4類事業として区

分して実施しております。4類事業の介護保険事業につきましては、昨年の7月17日、第6回合併協議会において本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整することとして、確認をいただいておりますが、同じように1類事業につきましては現在1市10町での範囲で実施されている事業でありますので、引き続き本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるように調整する内容となっております。

また、2類事業のごみ処理事業につきましては、構成市町が合併する市・町のみ構成となっていることから、広域事業とはならず新市において事業を実施することとなります。また、3類事業の電算処理事業につきましても、新市において事業実施できるようにシステムの統合等を進めていることから、これは新市において実施する事業となりますので、現在、金浦町とは広域を通しまして調整を進めている状況でございます。

以上のことから、具体的な調整方法といたしましては11ページの下にありますように、1類事業と4類事業につきましては合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。

2類事業、3類事業につきましては、合併の日の前日をもって脱退し、新市の事業として実施するよう調整を図るとなっております。

ここでの確認内容といたしましては、本荘由利広域市町村圏組合の対応に関わる内容でありますので、新市といたしましては1類事業と4類事業を広域での共同処理事務として行うことから、全体の調整内容といたしましては、「本荘由利一市七町が加入している本荘由利広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する」としたところでございます。

以上でございます。

○柳田会長

はい、ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見ございませんか。

はい、どうぞ村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。これで一部事務組合関係の取扱い(その3)となっておりますので、今見てみましたところ5月15日には消防関係、それから12月の、昨年ですが18日には清掃関係の一部事務組合の取扱いということで協議に載っているようでございます。

それで、今日3回目ということでございますが、今一部事務組合の一市七町の中での一部事務組合の皆さんは、特殊な専門職としてじゃなく、すべて一般職として採用されていると伺っております。そうした関係で、すべて一市七町に含まれる職員の皆様方は、一部事務組合は解散という形になって、まず市長部局の中の消防関連のその組織というふうになろうかと思いますが、その辺ご確認いたしたいと思ひまして質問したわけでございます。そしてまた委託事業等はあるのかどうか、その点を含めてお願いしたいと思ひます。

○柳田会長

はい、事務局のほうから。

○事務局

はい、ただいまの質問でございますが、消防につきましては新市の消防となりますのでそのままいきます。それから、広域の職員につきましては広域市町村圏組合自体は存続しますので広域の職員、ただ人数等の関係につきましてはこれから広域等と話をしまして、事業に伴う人につきましては今後調整も出てこようかと思ひます。要するに新市のほうに異動のような形になる場合もあろうかと思ひます。

それから委託ということでしたが、新市として委託するということでしょうか。ちょっとそこら辺お願いします。

○村上 亨委員(由利町)

いや、特別その文言に対して今答えるものがないということは、委託ということは全然考えてないということでしょうから、必要ないかと思います。それと含めてですが、一市七町がまとまった場合と今後仁賀保3町がどうなるかまだわかりませんが、そうなった場合の、要するにそれをもってしてもまた広域の市町村圏組合ができ上がってくるわけでございまして、その辺のところをまず一市七町の由利本荘市と1町になりますか3町になりますかわかりませんが、その辺の広域圏組合の持ち方といいますのは、今までと同様な形でもっていくようになるかと思えますけども、その辺ももし今の現段階でわかる範囲内でご説明願えればと思います。

○柳田会長

これは一市七町と仁賀保3町が残りますので、広域圏組合は残ります。

ただし、広域の姿が合併することによって、変わってくるについても話し合っているところのございですが、広域は残っているので今の措置としたところですのでご理解いただきたい。また、全県どこでも広域圏一部事務組合というのは存続しますので、どこもこの問題に遭遇すると思えます。

例えば仙北であれば、今度あそこは3つに分かれますが、今後どうなるのか。或いは郡市が1つの市になった場合には広域圏一部事務組合が必要なのか、いらぬのかとの話もあります。これから、この地域には一本にまとまれば広域圏は必要なくなるんじゃないかということも出ましたけれども、今申し上げましたように仁賀保3町があるので、広域圏一部事務組合は新市において3町との調整をすべきだし、話し合いをしてより良い行政ができるよう努力すべきだと考えております。

○佐藤千秋委員(由利町)

今の件に関してですが、財産についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○柳田会長

広域圏の財産といいますと、広域の財産について事務局、説明してください。

○事務局

広域圏の財産の中で、例えば2類は新市の事業となりますので、一行政で共同処理ということがなくなりますのでそういう財産、例えば焼却施設の財産等については、広域市町村圏組合のほうで財産処分をしまして新市で財産を引き受けるというような形になってまいります。なお、今1類、4類がそのまま残るとありますが、それに伴う財産につきましては、引き続き広域市町村圏組合の財産ということで残りますので、2類、3類につきましては、特に2類につきましては、構成市町が一市七町の新市と全く重なる、1市5町ということで重なっておりますので、財産処分、そして財産取得という形で広域が処理して新市で受けるという形になります。3類につきましては、金浦町さんがございますので、この件については広域市町村圏組合のほうで、金浦町さんと協議をしているというふうに伺っております。以上です。

○柳田会長

よろしいですか、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

財産の件はよくわかりましたが、3類から金浦町さんが抜けるというような話を聞いておりましたが、それは事実なんでしょうか。そうしたほうが、2類、3類、一市七町としてはまとまりやすいということでしょうけれども。

○事務局

3類につきましては、電子計算組織、要するにコンピュータの関係でございますが、今1市6町ということで新市の由利本荘市の区域と、それから金浦町さんというふうになっておりますが、7月に行われました第6回の協議会におきまして電算組織については統合すると新市が単独でやっていくということで確認をいただいております。それに基づいて、今電算のシステム統合等の事務というか作業を行っておるわけでございますが、そうしますと金浦町さんだけが単独で広域市町村圏組合にこのままでいきますと残ってしまいます。ただ、先ほど言いましたように、1町だけで共同処理という言葉がございませんので、金浦町さんも単独で町の事業としてやっていくこととなります。ということで共同処理ということができませんので、金浦町さんは金浦町さんで単独、それから一市七町は、新市として単独でやっていくというふうになります。そういうことで金浦町さんとも広域市町村圏組合を通じまして、その点については協議をしているということでございます。以上です。

○柳田会長 はい、ほかにありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ではないようでありますので、協議第53号「一部事務組合等の取扱い(その3)について」は、確認をいただいたものと決定いたします。次に協議第54号「国民健康保険事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料12ページをご覧ください。協議第54号「国民健康保険事業の取扱いについて」を説明いたします。これは、国民健康保険にかかわる事業について確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

- (1) 国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一する。
- (2) 国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は合併後5年以内とする。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (4) 出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。
- (5) 保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するように調整を図る

となっております。なお、資料につきましては14ページから17ページに1市7町の主な内容を掲載しております。

国民健康保険税の基本的な考え方といたしましては、地方税法第703条の4に「国民健康保険を行う市町村は国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課すことができる」とありますし、国民健康保険法では第2条に「国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産、または死亡に関して必要な保険給付とするものとする。」

また、第10条には「市町村は国民健康保険に関する収入及び支出について政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない」となっていることから、国民健康保険税については、国保加入者である被保険者への医療給付額に対応した税の賦課となるものであり、医療給付費の推移と被保険者の数や所得によりまして、各市町に格差が出ているものであります。国民健康保険事業の取扱いについてもっとも重要視して協議いたしましたのは、税率の取扱いでございます。最初に税率の協議状況から説明させていただきます。現在、1市7町の税率につきましては、14ページ、15ページの中段に資料がありますが、基礎課税についてはご覧のように各市町により大きな格差がございます。

これは先ほども説明いたしましたが、各市町における医療給付費の差や被保険者数、所得の差により税として賦課すべき総額の差に加えまして、各町村の財政調整基金の保有状況によりまして大きな差となっているものと考えられます。

この税率につきましては、分科会や専門部会、幹事会を通して何度となく協議を重ねてまいりました。分科会では、合併特例法第10条の規定による5年の間認められております不均一課税も視野に入れながら検討いたしました。

まず各市町におきまして平成14年度決算と15年度の状況から、合併後5年後となります平成21年度までの各市町の推計をし、各市町の今後の動向について検証しております。

また、同時にモデル世帯を設定いたしまして所得及び家族構成が同一の場合の保険料について、1市7町を比較しながら調整を図ることといたしました。

その結果、モデルケースで試算した場合、標準的な世帯におきまして平成15年度の状況であれば本荘市を除く7町間については、約2万円ほどの差しかありませんが、本荘市と7町との差につきましては6万円ほどの差であることがわかりました。

また、財政調整基金の保有額についても7町と本荘市の間には大きな差がございます。新市といたしましては、保険税は1つとなることや新市における一体性、住民負担の公平性、事務処理の円滑化を考えた場合、合併時に均一課税とすることは異論のないところでありましたが、各市町における現状と、今後の推計を総合的に判断し、協議した結果、合併時に1市7町において均一課税を導入することは、急激な負担増となる町も出てくることから、不可能と判断したところでございます。

次に不均一はやむなしといたしまして、不均一課税が許されるのは合併した年度に続く5年間しかございません。そこで、各市町が推計した平成21年度までの状況を見ても本荘市は平成15年度に税率を上げていることから、今後ほぼ横ばいの推移をすることがわかりました。また、各町は年々これから上昇していくというような推計となりました。ただし、各町の推計ではモデルケースでほぼ現在同じような額となっているものの、今後各町間の格差が大きくなっていくというような状況となっております。

合併後、5年以内には必ず統一する必要があることから考えて、分科会、専門部会等では7町については早めに統一する必要があるというような考え方で一致したところでございます。これは、格差の小さい時点で統一しておかないと年数を追うごとに統一が難しくなってくるということがあるためでございます。

このことから合併に向けましては、合併特例法で規定されている不均一課税の5年以内に全体の統一を図ることを基本といたしまして、合併時には本荘市の区域を1つの区域、7町の区域を統合して1つの区域とする2つの区域による不均一課税で進める方向で調整を図ることといたしました。今後の調整では7町の税率の統一や基金の取扱い等において、細部の協議を重ねる必要があり、各町のご理解をいただきながら合併時まで具体的な調整を図ることとなります。現在の推計によれば、本荘市と7町については合併4年後となる平成20年ごろにはかなり近づくものと推計されていることから、現在の状況で推移いたしますと5年以内には一本化に向かっていくものと判断しているところでございます。

以上のことから、国民健康保険税の税率に関しましては、15 ページの下にありますように介護給付金課税額も含めまして、「国民健康保険税の税率については、本荘市の区域を1区域、7町の区域を1区域とする2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は合併後5年以内とする」という内容としたところでございます。また、前後いたしますが納期につきましては、負担しやすいようにということで8期といたしまして、年末のできるだけ遅くまでを考え、新市においては本荘市の例により統一する調整内容としております。

次に16 ページ、17 ページ、ご覧ください。国民健康保険運営協議会についてであります。これは国民健康保険法第11条により各市町村に設置することになっており、各市町とも同様に設置しております。新市におきましては、法に基づき新たに設置するという調整内容としたところでございます。

なお、人数等につきましては、国民健康保険法施行令に基づき新市の条例で定めることとなりますので、合併時まで調整することとなります。出産育児一時金及び葬祭費については、大内町の葬祭費が他の市・町と差異がございますが、その他はすべて同一となっております。調整内容といたしましては、出産育児一時金及び葬祭費については本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により統一するという内容としてございます。

国民健康保険の保険事業については、各市町で人間ドック等に対応しております。ここでは人間ドックについて確認を願うものでございます。人間ドックへの助成については、保健衛生事業として人間ドックを実施している町と、国民健康保険事業としてのみ人間ドック事業に助成している市・町とがあり、現在は助成方法と助成金額に差異がございます。新市といたしましては12月18日の第11回合併協議会において、保健衛生事業(その2)で確認いただきましたように、新市において人間ドック事業に取り組むこととしてございます。国民健康保険事業といたしましては、定期的な健康診断や人間ドックを受け、病気の予防に努めるとともに疾病の早期発生や早期治療により医療費を抑える必要があることから、新市においても人間ドック受診者への助成事業に対応することといたしました。具体的な内容につきましては、保健衛生事業で実施する人間ドックへの取り組みと調整を図り助成内容を統一する必要があるがございますので、国民健康保険事業における人間ドックへの助成については、対象者及び助成額について合併時に統一するよう調整を図るという調整内容としたところでございます。なお、助成内容については、今後保健衛生分野の人間ドックの実施内容や国民健康保険税の税率の算定と合わせながら、新市に向けての事務作業として統一を図っていくこととなります。以上でございます。

○柳田会長

事務局の説明がありました。これについてご質問・ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ佐藤さん。

○佐藤千秋委員(由利町)

由利町の佐藤でございます。大変丁寧なわかりやすい説明でございましたが、まず1つ、納期のことでございますが2月までとありますが、これが確定申告などに不都合ないかというようなこと。例えば5月からというようなことだとすれば、年で終わるわけで、確定申告への書類の作成などはスムーズにいくのかなという感じもします。

それから、今の説明の中で税は不均衡のないようにという意味の説明でございましたが、ちょっと前の協議に戻って蒸し返すわけではないんですが、固定資産税の不均一課税がなぜだめだったのかということでございます。私は当時委員ではございませんでしたが、あとでこの会議録を見てびっくりしたんですが、誰が考えてもこの説明、あるいは質問に対する答弁を見ても不均一課税が相当だと、こういうような内容になってございます。ものすごい大きな額でもございますし、何億単位の差が出ている一市七町それぞれの差というものを簡単に統一すると、どこの町も値上げ

するのではないから良しとしても、住民感情としては私はいかがなものかと思うわけです。一貫性のある考えからいきますと国保税だけでなく、固定資産税も不均一課税が相当でないかこのように思います。

合併の説明会等では、すぐ税金が上がるのでないかという質問がすぐ出ました。そういう場合は、すぐ上がると。上がる下がるにしても不均一課税の兆候があるということを私は説明しましたが、なんとなく中央の様々な状況を見るときに土地の価格、あるいはそのほかにしても中央が確かに額も上がるし、もちろんそのために経費もかかる、課税も多くなっているということのようでございます。例えば1つのこの説明された、あるいは答弁された、固定資産税のときのこの会議録を見ますと、いずれ市のほうでも税率を下げるという考えだということで63年から下げたところあります。これを見ますと15年間で0.15は下げておりますが、このペースでいくと標準課税になるためには10年もかかるとかということでございます。なおまた、そういうふうにして下げていくんだと、そういう予定だと、こういう答弁もでございます。いずれにしてもこの額というのは、ものすごく大きな額でありますし、それから各市町の納税状況を見ますと、町部では限りなく100%に近い納税率。中央においては90%に近いというような、こういう差があるのにこの不均一課税の条項を全く使わないというのは、例えば7町の住民に説明する場合、どういう理由をもって説明したらいいのかちょっと苦しむのであります。そういうことで、ざっと計算してみましても例えば2億いくらの差があるというようなことのようにございまして、5年の不均一課税でもっていきますと6億から7億ぐらいのお金、それから滞納整理はこれは難しいのじゃないかと思うのですが、例えば国保税もそうなんですが一般税の場合であっても滞納額7町合わせて1億、14年度の各町の決算などを見ますと大体数字ははっきりした数字じゃないかもしれませんが、1億5,000万ほど。市の場合は5億1,000万ほどということでは3倍以上の差もございまして。まずそういうものを見ますと、それに加えて今不況の時代でございまして、何としても不納欠損処分にしてもやむを得ないというようなものが加わりますと、おそらく10億近いお金でないかと推測されるわけでございます。まずそういうようなことを考えますと、この国民健康保険税だけが不均一課税で、それよりも大きな額、あるいはこの納税状況、そういうものを見たときに、住民に対して説明のしようがない、私はそう思っています。たまたま私が委員でなかったから、言いやすいんですけどももう一度協議をするべきでないかと、私はそう思います。これ参考のためにお聞きしますが、今年の市の予算の新聞に出たものを見ますと、固定資産税の増収をみていると、4.9%の増収をみているんだというようなことではございまして、逐次税率を下げていく予定だということは、平成16年度で何%ぐらい下げたものだから、そういうもの参考のためにお聞きしたいと思っております。以上でございます。

○柳田会長

固定資産税のことについては、この協議会で大変論議されたところであります。

佐藤委員はそのときいなかったんですが、大方の方々からこの固定資産税のことについて、論議をいただいております。

それから今の国保の納期のことと今の固定資産税のこと、これについて事務局、わかりやすく説明してください。

○鷹照幹事長

幹事会の鷹照でございます。ただいまの佐藤委員のご質問にお答えしますが、まず最初に今回の協議事項になっております国保税の不均一課税を採用した内訳を申し上げますと本荘市の例にならった税率で7町の皆さんの国保税を賦課しますと莫大な上げ幅になるということでございまして、結局固定資産税に戻るんですけども、戻ったようなんですけれども、いわゆる医療費の支払い、給付になりますと、税金と給付は今のところ国保税では一致しなければならないということで各町でやってきているわけではございまして、税率を本荘市にならうと、給付以外の税をい

ただくという状況になりますので、そのような住民の不利益にならないように、税率を二通りにするという立て前から国保税を二通りに課税するということであります。

それから固定資産税のほうでございますけれども、確かに議論がございましたけれども、標準税率は1.4でございますけれども本荘市の場合の限度額は1.7まで課税することができると。県内で秋田市さんも廃止の方向にありますけれども、秋田県では本荘市が唯一の市町村で税率を課税してきておりましたけれども、ずっと施策でございまして、評価替えごとに下げていくということで合併があるなしにかかわらず、もう2、3年で標準税率になっていくとこういう予定でございました。

それがちょうど合併時期と重なりまして、いろいろ議論をいただいているわけですがけれども、先ほどの国保税のそういう給付と税を一致させるという考え方と、また固定資産税を1地域だけ不均一課税ということになりますとその税金をどこに使うのかと、こういうふうなこともいろいろ出てきますので新市においては税率は一緒にして、皆一緒の中での新しい新市建設計画をやっていること、こういう立て前から、税率は一緒のほうがいいんじゃないかと、こういう考え方から税率を一緒にとすると、こういうことで協議いただきましたので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○柳田会長
佐藤委員。

○佐藤千秋委員(由利町)

ちょっと今腑に落ちない答弁でございましたが、不均一課税になった場合、その税金をどこに使うか問題だと、これはちょっと何も関係ないんじゃないですか、どこへ使っても。不均一課税というのはそういう縛りのあるものではないのです。だから、どういうわけで、今助役さんが言いました理由というのは、ちょっとそのことだけ。どこに不均一課税した額をどこに使うかということだけのようで、私はそれは何も関係ない、どこへ使ってもいい、こういうことだと思います。もう一度お願いします。

○柳田会長
はい、どうぞ。

○鷹照幹事長

行政単位で不均一課税の税率を変えても良いということになっておりまして、本荘市におきましても全市で1.7まで税率をかけてやってきた経緯がございますけれども、そういう面で行きますとやはり地域を一部に不均一課税ということになりますと、いろいろな考え方が生じてくるのでないかなとこういうふうには思っておりますけれども、その辺のところご理解お願いしたいと思います。

○柳田会長
はい、佐藤さん。

○佐藤千秋委員(由利町)

理解してくださいと言われてもちょっと理解できないんですが、例えば1つの町、1つの市でその額を使ったものにしてもそれでもいいんじゃないですか。そうすれば全体的にはどこの町、あるいは全住民に利益をもたらすことですから何にも不均一課税になった分をその地域に使っても、何も不都合なことはないと思うのですが。

○柳田会長
はい、事務局。

○鷹照幹事長

いろいろ考え方はございますでしょうけれども、その税金というものの性格から考えますと、この分はどこそことか、この分はどこそことというような色を付けたものでない行政運営をやっていくのが本来の姿でないかなと、こういうふうに思っておりますので、その辺のところは新市の中においても十分議論されている問題かというふうに思っておりますので、ご了解をお願いします。

○柳田会長

はい、佐藤さん。

○佐藤千秋委員(由利町)

そうしますと、この不均一課税の条項というのはどういうもとで生まれてきたのかさっぱりわからなくなってしまうんですが、私は委員の皆さんで一度申し合わせたことではございますが、あまりにも極端なことで、住民のこれからの説明、そういうものにどういような話し方をしたらいいのかということが、ちょっと今頭に浮かびません。そういうようなことで、私はできればもう一、二度、この固定資産税の件につきましては、不均一課税を念頭に協議すべきでないかなというふうに思います。一度申し合わせたことではございますが、また一度元へ戻ってという協議があっても何も不思議でない、このように思います。

○柳田会長

はい、ただいまの国保税のことで固定資産税のほうに揺り戻しのようになっておりますけれども、税は本来不均一課税というのは、どこまでも状況等によりますけれども、ただいま国保税を不均一課税にしましたのは、あくまでも合併される地域の方々のそれぞれの事情を勘案して不利にならないようにということでやっておりますので、本来であれば国保税も統一した税率でやりたいのは幹事会、専門部会、分科会でもお話しはありましたけれども、それではあまりにも急激すぎるということで、暫定的に5年間だけでそういう率をもっていきながら緩やかに統一課税をしましよと、ということですから、あくまでも税は均一課税というのが立て前でございますのでよろしく願いいたします。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

この国民健康保険の税率については、新市発足と同時に均衡課税をやりますと7町に大変不利益が出る、そういうことでしょう。それを新市になりましたら、7町の市民の人方がこんなに国保税が高くなるのかと、こういうような不満が出る。それを5年間において調整を図りながら、増税感を少なくしてスムーズな国保税の調整を図っていくと、こういう意味だと思います。ですから私は前にも申し上げました。サービスは高く負担は低くというのは、合併に対する説明会のキャッチフレーズであったんです。公共料金と言われるものについても、そういうような不満が出ないように十分配慮した調整を図っていただきたいと、こういうことをお願いしてございますが、私は5年間こういう不均一課税をやらざるを得ないという本案に対しては、やむを得ないのではないかなというふうに思っております。それとご意見のありました法人住民税と固定資産税の税率について、議論を交わしたのは私であります。ですから、その私の申し述べた考え、本荘市の助役さんのお答えも私ははっきりと心に残っております。しかしながら、合併をしていく一市七町がまとまっていくという過程の中には、やはりそういう多々の問題がある。これを新市発足と同時に一市七町のもの合計してそして平均しますとこうなりますよとやっしてしましますと、安くなる場所もあれば、大

変高くなるものもあると、そういう町も出てくるというのが現実だと思います。そういうものを年月を経過しながら、平均的なところに落ち着かせるための不均一課税期間を設定して、慎重に進めていく、こういうのはやはりあの問題のときにもやっぱりあっても良かったという、由利町さんのご意見でございますが、私はそういうことを含めまして申し述べたつもりであります、固定資産税と法人住民税についてはもう協議会で決定事項でございますから、私は再度そのことは申し上げません。

しかし、国保税についてもそういうような後々住民から、あるいは協議会から苦情の出ないように、よくやってくれたと言われるような十分な内部の検証をやりながら進めていただきたいと思っています。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございました。阿部さんから、事務局で申し上げたいようなことを説明、ご意見賜りましてありがとうございます。事務局、何か補足して佐藤さんに理解できるような説明を。佐藤さん、いかがでしょうか。固定資産税のときは今、岩城町の阿部さんがおっしゃったように、様々な論議があってそれで確認をいただいたところです。それで今回はこの国保の不均一の問題は、先ほどの説明のように7町が急激に上がるということは、これはやっぱり合併がですね、急激に上がるということは忍びないんじゃないかということで、幹事会等でも不均一やむを得ないんじゃないかということになったわけですので。はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

私は今、国保税に対してはやっぱりこうあるべきだと思っています。だから、これはこれでいいんです。全体的に一貫性のあるやり方でなければというようなことから、第7回の協議会に関連するものですから。これはこれでいいと思います。

○柳田会長

そうですね、そうするといいことですね。

○佐藤千秋委員(由利町)

これはこれでいいんですが、関連して前のことをお話しましたが、もう一度協議をする気持ちありませんか、第7回の。

○柳田会長

はい、わかりました。それは確認いただいたことですので、それはひとつご理解賜りたい。それから前のことになりましたが、本荘市の固定資産税率は標準税率より高かったこのことについて、市議会の度ごとに質問が出て、標準税率に下げるべきだとの意見があってそのように努力しましたよとお答えし、率の引き下げを行ったものです。

ですから今度、新市になったから下げるのではなくて、公約の実行でありますから、たまたま新市において標準税率に一致したことでの全く他意のない話でありますから、誤解なさらなくてください。

また、この件については、すでに前に確認いただいたことですので念のため申し添えます。

○齊藤好三委員(本荘市)

議長、いいですか。

○柳田会長

はい。

○齊藤好三委員(本荘市)

私からも一言申し上げますが、まず今のこの国保税について、それについては何も佐藤さんは異論ないということでしたね。私最初これに異論あるのかなと思ったんですよ。先ほど阿部さんも言われましたけどもその中で、誰も最初から一緒になりたい、一緒の税率でいきたいということ、それは当たり前なことなんです。しかしこの5年以内に調整していくということでもあります。誰だって安いほうに一緒になっていきたいというのは当たり前なんです、これは。だけどそれでは、この合併がなかなかうまくいかないということで、あえて分けたということだと私はそう思ってそれはまずご理解していただきたいとこう思います。

それからもう1つは、それから今蒸し返すようなことが、これは協議会で決まったことで、もちろん佐藤さんも議長の村上さんや委員さんからいろいろ話も聞いていると思いますけども、その件においては本荘市議会のほうで、再三、今始まったのではなく前から標準課税率に近づけるということで、それは議事録を見てもらっても結構ですけども、何年も前から議論されていることで、この合併のためにやったということでもないんです。そしてまたその話を今ここでしないで、この場で皆で決まったことですので、私は議事進行をしていただきたいとこういうふうに議長に進言いたします。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

私が先ほど話したのは、これはこれでわかりますとはっきり冒頭申し上げました。それでこれと同じ、中身は違いますが何で不均一課税できなかったかという要素の理由がちょっと第7回がわからなくて、どういう説明、どういう考えのもとに標準課税にしたのか、不均一課税を取らなかったのかというようなことなんですけど、ただ7町は上がりませんから、今までと同じですからそれはいいわけですが、例えば前回言っていました保育料も2億5,000万も差があると、そういうようなことも含めて何かそれもいいことなんですけれども、あまりにも差があるといえますかそういうことで、私はこれと国保と同様固定資産税についても不均一課税を取り入れるべきでなかったかと、こういうことを感じたものですから、今このことについて再度協議できないかということをおっしゃいます。

それから、先ほど聞きましたが参考のために、今年本荘市では何%を下げましたか。

○鷹照幹事長

1月1日課税でございますので、12月議会に3年ごとに出してきておりますので、確か私の記憶によりますと14年12月に0.005下げまして1.5の課税になっておりまして、あともう1回か2回で1.4の標準税率になると、こういうふうに記憶しております。確か14年12月議会だったと思います。

○柳田会長

佐藤さんご理解していただけたね。では村上さん。

○村上亨委員(由利町)

村上です。先ほど事務局の説明の中で7町が今後推計を取ると、要するに国保税でしょうけども、同じ料金でしょうけども、それが上がってくるというようなことがございました。その辺の上がるその要因をまず1つお伺いしたいと思います。

それから本荘市さんの場合は資産割額等、当然課税評価の額もほかの7町とは全然比較にならないほど大きいわけでございますので、その応能応益の関係をその5年後どのような形でもっていくつもりなのか、その辺も併せてお聞きいたしたいと思います。

それから先ほど、別に固定資産税にまたこだわるわけじゃありませんが、上限が1.7%という話でしたが2.1%ではなかったかと思いますが、その3点ちょっとお伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、それでは今の3点について事務局。

○事務局

はい、よろしいでしょうか。

○柳田会長

はい。

○事務局

そうすれば第1点目のところをちょっとご説明したいと思います。各町がこのあと、だんだん上昇していくというような内容につきましては、先ほども申し上げましたように合併後5年を目標にいたしまして、各町がこのあとどのように税率が変動していくかというところを町ごとに推計いたしました。というのは、現在このあと上がっていくだろうと予想される内容といたしましては、現在各町が保有している基金の部分がございまして、現在各町の中でも単年度決算としては赤字となっている町もございまして、基金、それから繰越金等を充当しながら、できるだけ税率は抑えているというようなところが現状です。それでこのあとだんだん基金繰越金では、抑えきれない部分が出てくるということもございまして、医療給付費の増加のところもありますのでその辺を推計いたしますと、各町ともに右肩上がりにこのあと上昇してくるというような状況で推計されておりますので、それを平均いたしますと各町ともに上がってくると、そして今現状の本荘市さんは平成15年に上げたという経緯もありまして、若干後半のほうで上がりますけれども、横ばいでいくような状況になるということを加味しますと、徐々に近づいてくるというような推計がされたというような内容でございます。なお、推計にあたっては応能応益につきましては、50:50を基本としてすべて推計しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○鷹照幹事長

それからは、もう1つ。1.7と申しましたのは本荘市の例を申し上げます。法令上は2.1まで上限ということになってまして、私のほうで従来から取ってまいりましたのは過去の1.7という数字を採用して、それから順繰り下げてきたと、こういうふうな内容になってますのでご理解をお願いします。

○柳田会長

はい、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

それから、先ほどお話あったんですが未納といいますか、滞納が随分額が大きくなっている。その数字に関しましては先ほどお話あったわけですが、その点に関してこれはなかなか簡単に答弁できるようなことではないかと思いますが、どのような方向で考えて対処していくのか伺いたしたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。この滞納については町部は比較的滞納が少ないけれども、都市化すればするほど滞納が増えているというのは全国的な統計の中で示されております。では、まずそれに対して。

○鷹照幹事長

滞納整理の件に関しまして本荘市の例を申し上げますと、課税客体が多ございますから、いわゆる滞納の額も目立つと、こういうふうな形になっておりますけれども私たちの滞納につきましては、税の公平性という立場から特別滞納係、きちんと係を設けましてそういう方たちの家庭状況、生活状況等も全部調査、勘案いたしまして納めていただくように努力いたしているところでございますので、新市につきましてもやはりそういう面では税の公平性からとなりますと、やはりそういう納税につきましては引き続きご理解をいただいかなければならないものと、こういうふうに残っておりますので、それが合併条件の滞納整理の云々とか、合併条件には支障にならないように努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○柳田会長

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい、それではほかにないようでございますので、協議第 54 号「国民健康保険事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。
暫時休憩します。15 分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

.....
午前11時28分 再開

○柳田会長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは継続協議中の協議第 33 号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、前回の第 15 回協議会において第2号委員と第3号委員全員で、合同の委員会を設置し協議することが決まり、今月 12 日に協議を行いましたので、その内容を座長であります西目町の齊藤議長さんより報告をお願いいたします。

○齊藤栄一委員(西目町)

協議第 33 号につきましては、私から報告をさせていただきます。4月 12 日に前回の協議会を経まして 16 名の代表から 32 名に、全員の2号・3号委員が出席でありまして協議いたしました。非常に難しい問題でありまして、結果的に方向づけはできなかったということでもあります。まず、原案につきまして賛成という方、そしてまた定数特例にしたほうが良いという方、そしてまた即設置選挙というのに賛成の方と、それぞれもつともなご意見でありますので、どれを取ってもこれはだめだということではございません。それで前回3月 18 日の数字といいますが、それぞれのその3 つについての数字と、4月 12 日の 32 名の方の会議の数字はわずか2%程度の変化はありますが、ほぼ、ほとんど変わらないという結果でございます。従って、そのときには多数決を取るとこれは完全に決まってしまうけれども、それをここでは出来ないということで、この全体会議に

委ねることになりましたけれども、時間を置いたらという方、そういった意見もありましたので、もしここで協議しないということであれば、またあとで全体、全体の中で合同会議という手もあるだろうというふうに考えますが、私の不徳のいたすところでそういう方向づけはできなかったということをご報告させて、終わります。以上です。

○柳田会長

ただいまのは、大変ご苦労されて4月12日、36名の皆さんがそれぞれ意見を出し合ったところですが、一致点が見いだせなかったと、こういう報告でございます。これについて、2号・3号の委員さん、議長さんの申し上げなかったことを申し上げたかったんでしょうけれども、控えた部分もあるかもしれませんので、どうぞ2号・3号の皆さん全員ご出席でございましたので、ご意見いただければありがたいと思いますが、どなたかおりませんか。はい、それでは村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上ですけども、今特に意見というわけではありませんが、座長としての西目町齊藤議長さんの説明の中で、個人個人、一人一人から意見を聞いたわけです。その結果をですよ、まず全員出てるから皆さんわかるんでしょうということじゃなくて、きちんとその辺は発表されたほうがよろしいかと思しますので、お願いしたいと思します。

○柳田会長

村上委員のほうからそういうご発言ですが、議長さんいいですか。

○齊藤栄一委員(西目町)

どちらがいいというのか、それともどれ、こういう理由だからこれをやったほうがいいのかというのでしょうか、どちらでしょうか。

○村上 亨委員(由利町)

私どもは毎回言っているとおりゼロ30というのが、ゼロ30といえますか、即選挙というのが基本の原則論です。ただ、私どもの意見が決して正しいとは、正しいといえますか、ほかのまとまり得る、まとまった方法がそれが一番正しいという認識でありますので、決してどの方法がどうのことではありませんが、この前の結果報告をまず提起していただきたいと思します。

○齊藤栄一委員(西目町)

はい、結果といえますと、いわゆるその理由ではないと思しますので結果の数字的なもので報告させていただきますが、在任特例という方々が11名で、前回は5名。これはもちろん倍ですから倍の数字ですので、その計算でいってください。前回31%で今回が35%。定数特例が前回は7名で44%、それで今回が13名の42%、それで即設置選挙が前回は4名の25%、今回が7名の22%ということ、数字的に言えばこういう結果になります。ただ、いつかはきちんとそれをしなければならぬということなんで、そうした場合はやっぱりお互いに合併しようとする意思のもとにそれぞれの議会で決定していただくということには、そういうご意見もありましたので、ほとんどそう思っているのではないかと、私は理解をいたしております。それぞれ一つ一つのその理由というのは、今まで何回となくここでその理由を言われてきましたので、今もう一度ここで言えと言えと言いますけれども、これはそれぞれ、もし協議しなければならぬとしましたらもう一度皆さんから理由を述べていただければありがたいと思します。以上です。

○柳田会長

そのほか、どなたかございせんか。はい、どうぞ。

○長谷山光委員(東由利町)

東由利町の長谷川ですけども、今第9回からこの問題がやっているわけですので、もう6回。そして委員会、合同委員会で3回やってもう論議は出尽くすされているのではないかなと思っています。特に先回の中で32名中31名でしたけれども、13、11、7と今報告されたように出てます、結果も出てますので、これをどこまでも論議してもなかなか決まらない問題じゃないんだらうかと思っておりますので、ぜひこの機会にその市町村のトップである会長、副会長に委ねてやってもらいたいなと思っておりますけど、いかがなものでしょう。よろしくをお願いします。

○柳田会長

はい、そういう案もございしますが、ほかにございませんか。はい、どうぞ。成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。座長の斉藤さんに確認しますけども、前回31名中、2人ばかり違った意見でしたけども体制は会長、副会長のいってみれば提案者の方々の意思も聞いたらどうかというような話もありました。その辺は取扱っていただけでしょうか。

○斉藤栄一委員(西目町)

ということで、我々ではこの話し合いはもうまとめることはできないということで、正副会長の皆様のご意見を伺うと。それとまた、全体の会議でも時間をかけてやったほうがいいということで皆さんの意見が一致したという、私はそう理解しております。
以上です。

○柳田会長

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。小委員会が2回開かれたわけですけども、若干の%の違いはあるわけですけども、在任特例を使うか使わないかというふうに2つに区切ってみますと、在任特例を使わないほうがいいという委員が約3分の2です。ですよね。それで在任を7カ月、原案に賛成という方が約3分の1という結果については、数字的には若干は違いますが、おおよそそういう結果だと思っております。それを踏まえまして、市長・町長会が開かれたと伺っております。だけれども、今回の原案でまた7カ月の在任が出てきたということは、その市長・町長さん方の会議の中で、やはり最初の原案の7カ月の在任が良いという結論に達したのか達してないのかということをもまず伺いたいと思います。

○柳田会長

はい、そのほかございませんか。それでは、順序逆なりますけども茂木さんの質問の市、町長の中で在任がいいのか悪いのか結論が出ていたのかどうかということですが、このことについては結論は出しておりません。これは今、委員会、即ち2号委員・3号委員の皆さんでご論議していただいておりますから、そのお話を伺ってからと考えておりました。
それからまた、正副会長で何かまとめることはできないのか、また、正副会長はどう考えているのかのご質問ですが、今の在任、それから定数、それからすぐ選挙の話がですね、何回やっても同じことの繰り返しということは、それだけ難題です。
それで私は、今副会長の皆さんにあなたはどう思いますかと今一人ひとりが意見を申し上げていただくことは、難しいことと考えます。

この問題は、全国的に難問題として注目されている重要事項であります。私はそう考えますが、副会長さんでご意見のある方おりましたら、どうぞ。

○阿部幸悦委員(東由利町)

はい、では私から、会長・副会長会を代表してのわけでありませぬ。前もって申し上げますけども、そうでなくてまずは第9回の会議の際に原案として申し上げたのが、在任を取ろうということなわけですね。それで1市、会長・副会長会議、それぞれの意見があつて皆一致した意見ということではもちろんないわけでありましたけども、まずこれを原案として出して皆さんの大方の確認ができればいいんでないか、またやむを得ないんでないかという意味の原案だったわけでありませぬ。ご承知のように今日までです、こういう経過をとつてまだ大方の意見のまとまりがないということなわけですね。先ほどから、皆さんから茂木さんからももちろんそうでありませぬし、成田さんからも長谷山さんからもです、いわゆる2号・3号委員では議論は出尽くしたでしょう。だとすれば、会長・副会長が役割としてですよ、もう少し整理して原案を整理してもう1回出せばいいんじゃないかというふうに、私は受け取りました。まずは、今日出せというのならそれはそれでまた我々も頑張りませぬけども、まずは5月の会議もありますので、2号・3号議員の皆さんが大方はそうだとすればですよ、また改めて私ら、原案は原案です、撤回はしませぬけれどもこれに足つてですよ、いわゆる原案というのは在任なわけでありませぬし、あとは定数特例取るのか即選挙を取るのかということだろうと思つてますから、やっぱり全員が賛成ということでもですよ、どこかでやっぱり判断をしなければならぬ時期だろうというふうな認識で、この次あたり出して、私は最終的には多数決もやむを得ないというふうには思つてます。皆、温度差がありますけども、まずその会長・副会長会議の一人としてです、私はそう思つております。以上です。

○柳田会長

はい、ほかの副会長さん、いいですか。はい、まず副会長で発言は東由利町町長だけのようですので、それでは村岡さん何か、はい。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。私もその小委員会の副座長という立場で参加してござりまして、先ほど座長のほうからお話ありましたが、数字のほうで在任が11、定数を推薦するという方が13、即選挙が7で、当日の出席者は32名ではなくて1人欠席でしたので、それで合計が31ということになります。それでこの数字だけを見ると、先ほど茂木さんが言われたように、いわゆる在任のほうを主張するのが3分の1で、在任でないほうがおよそ3分の2というような色分けができると思つてはござりませぬけども、ただしこの数字の中に含まれているいろいろな意味合いがあるのであつて、実は定数特例を主張している私自身も定数特例ではいいとは思つてはござりませぬものの、在任の意義をこの協議会でも何度も言つてはござりませぬように、1市7町が1つの市に生まれ変わるにあつて7カ月間という期間、8つの独立した自治体が全力でエネルギーを集中してバトンタッチゾーンに力を注ぐと、そして30人の法定数で選挙をするということは非常に重要な決断をされているということ、在任特例で皆が一致して決まればそれでもいいという立場です。ということは、単純に3つに大きく意見が分かれているということではなくて、それぞれ含まれている意味合いを持った人が多数いるということ、そして、協議会の中でも何人かの人が言つたけども、1つの市を生むためには、最終的に決まつたものでいいということと言つてはござりませぬ人が何人もいらつた。そういう意味で、そういう状況下なので非常に今難しい状況になつてはござりませぬと思つてはござりませぬ。その在任に關してもいわゆるマスコミ世論上では、非常に悪者扱いをされてはござりませぬけども、中身の議論は全くされてないわけ、例えば7カ月間でどれだけできるのかというふうな常識の判断ではなくて、1市7町が合併するということの大変革にあつては、例えば議会開会時だけ議会をするというのが普通の常識でしょうけれども、そうではなくて7カ月間ずっと議会をやると、あるいは委員会制度を実施

をしていくつかのテーマに限って7つとか8つの委員会に、それぞれの議員さんが入って各町の代表が入って行って、合併が決定してから協議、審議するという案件が相当残っています。7カ月間でそのことを各委員会で責任を持って討議をしながら議会でしかるべき時期に決定をしていくというようなことを考えれば、7カ月間でも相当なことができると思います。そういう意味で在任のことを多分主張されているんだと思います。そういうことで、ただその3つの中からはなかなか動かないような状況になっていますので、しかし今までも既に6回、この法定協議会で協議をし、それから合同小委員会も3回もやっているという状況で議論が出尽くしたということではなくて、そういう状況を踏まえて今日は午後までという一日開催という時間がありますので、提案でありますけれどももう一度住民側、あるいは議員サイドというか2号委員・3号委員に分かれてお昼の休みなんかの時間を利用して、少しこの状況を踏まえてこれからどうしたらいいかという中身というだけでなく方法論についても一応協議する時間があるのもいいのではないかと思いますので、提案をしたいと思います。

○柳田会長

そのほかございますか。はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

今、村岡さんの意見にも若干近い部分はあるんですけども、今までは個人個人の委員の中で、私はこの方法がいいと思うという1つしか意見を言うておりません。今、たまたま村岡さんは第一案としては定数特例がいいと思っているんですけども、在任という方法もあるんじゃないかと第二案を出してます。私から、私個人的には在任もしくは、定数もしくは即設置選挙というふうに考えているんですけども、議会の中でも伺いますところによりますと在任と言いつつながら、第二案としては定数なのかあるいは即設置選挙なのかとはわかりませんが、いずれそういうふうな第二案的なこともそれぞれ考えているところもあるみたいですので、このあとお昼休みも取りながら第二案というか、折衷案的な部分での2つあるとすればですよ、ない人もおるかもしれませんが、そういうふうな調整というか意見の持って行き方も良いのではないかとこのように思います。

以上です。

○柳田会長

ただいま村岡委員、それから茂木委員のご発言がありました。ほかにありませんか。それで、本当にこの案件は重要な案件であります。それでこの協議を見ると今日ここで決めるというのは、なかなか難しい問題だなというふうに思います。それで今のご提言のありました今もう間もなくお昼でありますので、そのお昼の時間、休み時間をひとつ何とか活用していただきまして、委員の皆さん方がちょっと話し合いをしていただければ非常にいいなというふうに思います。それで、2号・3号別々という案ではありますが、2号委員の方、それでいいですか。

○成田正雄委員(大内町)

村岡さん、非常にいい案を出していただきましたけども、今日の午前中がいわゆる協議会で午後からは説明会です。そのつもりで来ている方もおりますし、やはり今日、今すぐお昼の時間というようなことではちょっと、公平を欠くのではないかと。改めてやるのであれば、2号・3号分かれてもいいし、そういう感じです。今日はちょっと無理だと私は思います。

それからもう1つは、これまでの経緯をずっと考えて私は私の立場で受けてきたんですけども、議会、あるいは議員のエゴだというような考えが非常に住民、あるいは市民、町民に誤解されているような感じがしてなりません。もともとこの合併そのものはいつでも必要に応じて、地方自治法ではいつでも合併するようになってます。しかし促進のために特例法を時限立法で定めているわ

けです。その特例によって合併が促進されて1市7町が、将来、今この機会にやろうという意思になってます。いわゆる特例によっての合併であり、その中の特例の在任、あるいは定数、あるいは設置、即設置。いずれもこれ特例の事項であり、また私ども地元へ帰りますと、それぞれの議会の了解を得なければならないという問題でありますので、あえて言えば特例の合併でありますので特例を使っても決して議員のエゴではないということをここで改めて申し上げながら、このあと特に議会に帰った場合、この合併の発端はいわゆる首長さん方8人の発言によってできたものであります。住民発議でもありません。議会発議でもありません。そういう意味合いから、議会の占める役割というかそれは軽いものかもしれません。しかし、議会を代表する私としては非常に苦しい立場にありますので、その点をご理解いただきながら改めた会を持つなり、そういう運びにさせていただきたいと思えます。

○柳田会長

はい、この原案は議会の定数条例ということでの提案でございますので、これがいいのかどうかということがなかなか難しかったので、本来であればこれがいいとか悪いとか、それで決をとるのでありますけれども、大きな問題でありましたので定数特例など、様々幅広く論議をいただいているわけですね。それでこの提案したものは、それを動かさないで論議しているから、この会議の運営の仕方が難しいのであります。それで小委員会についてもこれがいいのか、いやそれ以外にもこういう方法もあるんじゃないかということで幅広く皆さん方から意見を聞いているわけです。ですから、6回もやった、何回もやった、それだけ大問題でありましたので、回数が多かったことがむだにやったという意味ではありません。回数の多かったことが真剣だったことの証であります。

皆さんもそういうふうにご理解していることと思えます。

それから今、2号委員、3号委員の方々がですね、休憩のときにとこういう意見もございましたけれども、今成田さんはこれは12時までなんだから、これはいったん閉めてとこういうふうなご意見だと伺いました。皆さんの中で今日決めたほうがいいという思いの方、また、もう少し時間をかけてとお思いの方それぞれだと思えます。

時間をかけるとなると継続審議となります。ただいたずらに継続じゃなくて、その2号委員、3号委員から中身の話も出ましたが、会を重ねるごとに審議の中身が深まってきましたし、いい着地点が私は見つかるものと思えます。

私今、飛行機のパイロットの心境です。着陸地点を求めて雲の中を飛行する状態だと思えます。安全と思いつつも、雲の中に突っ込む、そうすると飛行機が上下に大きく揺れます。それでもこれは着陸できると思って安心はしているけども、状況のわからない人からすれば大変、危険な話です。その危険を避けて旋回しているうち、雲が切れて下のほうがぱっと視界が開ける。ああここがまさに着陸するチャンス、場所だなと安心します。

今まさに五里霧中の雲の中を進んでいるんです。ですから、皆さん方がこの会議をやって進める中にきっとそういうふうなチャンスがやってきます。

着陸するときのチャンスが見えると私は確信しておりますので、その2号委員、3号委員の皆さん方がまず話をして、次回まで継続審議にしてですね、さっき東由利町の町長も話しましたように、この次あたりには何とかいい着地、着陸できるようにしたいものだと、こういうふうを考えますが皆さんこれを継続審議することにしていかがでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、継続審議としますが、それまでの間どのようにしたらいいかなということをちょっと皆さん、もし意見ありましたら。要するに、提案しているのは在任なんです。これまでの過程の中で在

任もあれば定数もあると、即選挙もあると、3つの案が出ているわけですよ。だから、この次にはその3つの案からいや、これは提案しているんだから在任以外には何もないだろうと言われればそれまでだけでも、在任や定数がこうして出ています。だからといって提案するときに、2つ提案するわけにはいかないわけです。1つにして提案しなきゃならないものですから、それは議会の方式からしたらおかしいんじゃないか、2つだして、どっちでも好きなの選べというのはいかぬとこう言われるものですから、事務局としては1つにまとめて出すわけですね。だから、その辺を皆さん方も議長さん、議員のベテランでございますので、大変その辺が深いわけではありますが、いかがですか。

○阿部一雄委員(岩城町)

即選挙と定数特例というそういう意見を申し述べられている委員の方の中でも、大選挙区と小選挙区に分かれるんです。譲れないというところもあるんです。そういう人もいます、定数特例を使うとか、あるいは即選挙30名でやるとかと言いながらも、中身になっていくといろいろな考えがあるということで、簡単に一本化というようには私は委員会の中の空気を見ていると簡単にはいかないのではないかなと思います。次のあたりに決めようというのであれば、そのあたりまで詰めをやらないと原案が出てまたストップがかかるという可能性が出てくると思います。

○柳田会長

大選挙区、小選挙区の話はこの議題としては出ておりませんでした。議題というかその話はいませんでしたので、これはやっぱり小選挙区か大選挙区かということは、これは小委員会の中でひとつそれも含めて話し合っていたいただけとありがたいですね。小選挙区、大選挙区というのは、これはそれぞれの思いもあるだろうと思います。

暫時休憩します。

午後0時03分 休憩

午後0時06分 再開

○柳田会長

会議を再開します。

○村岡兼幸委員(本荘市)

さっきの提案ですけれども、先ほど大内の議長から言われたように、この法定協議会は先ほど継続審議に決まりましたので、それはそれで良しとして、ただし小委員会は前回合同でやりましたので合同でやって傾向としては、2号委員のほうが在任を主張する人が多い。そして3号委員の方は定数特例を主張する人が多いということでしたので、一度また分かれて歩み寄りができないのか。あるいは新たな方法がないのかということで、ここ3月、4月あたりは合併協議会、あるいは合同委員会等々で月に2度、3度と集まって、各町の会議でも集まっている状況ですから、せっかく時間がありますので、小委員会という形ではお昼休み時間に開催をさせていただければ大変ありがたいと思います。それで、大分時間も過ぎてますけれども、例えば1時からの説明会を例えば1時半からということは可能であればそういう形の中で小委員会を開かせていただければと思います。いかがでしょうか。

○柳田会長

説明会は1時からやることにしたわけですが、2時からにして、約1時間ずらして始めることにして、その間小委員会を開いていただいて、ひとつご論議賜ればと思いますが、いかがですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい、そういうことで。この件については継続審議とすることにしまして、これをもちまして、本日の協議事項はすべて終了しました。

この際お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等においてその字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いません。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

以上をもちまして協議を終了いたします。

次第6は、事務局より次回日程を連絡いたします。

○事務局

はい、次回の日程でございますが、第17回協議会の開催日は5月21日、第3金曜日となります。また、開催の時間が若干いつもより早まりまして午後0時30分からここ、広域交流センターで開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

以上をもって第16回本荘由利一市七町合併協議会を終了したいと思います。

午後0時19分 閉会